

特別給付（継続的支援体制整備加算）の見直しについて

1. 特別給付（継続的支援体制整備加算）とは（現行制度の整理）

（1）制度開始の経緯

- 本制度は、令和3年4月より開始されている。
- 地域包括支援センターにて地域ケア会議（元気アップ会議）を進める中で以下のような課題を認識し、これに対する対応として本制度が考案、実施された

- ◇ 要支援1、2の軽度者は、80歳以上の方が多く、些細な日常の出来事で容易に要介護状態になりやすい。また、独居高齢者が多く含まれる。
 - ◇ 当該高齢者に対しては、単に生活支援サービスを導入するだけでなく、様々な活動の場が提供され、地域との関係性を保ちつつ、変化する状態像に素早く対応する体制を作ることが必要である。
 - ◇ このため、当該高齢者に対するケアマネジメントは、要支援から要介護に状態が変わったとしても継続して行われることが望ましい。
- 具体的には、居宅介護支援事業所が（報酬単価の低い）要支援認定者のケアマネジメントを受託し易いよう、その受託件数に応じた体制加算を設定したもの。

（2）制度の概要

- 根拠法令：介護保険法第62条に規定する特別給付（第1号被保険者保険料のみを財源）

第62条 市町村は、要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）に対し、前二節の保険給付のほか、条例で定めるところにより、市町村特別給付を行うことができる。
- 対象：次の①・②を満たす居宅介護支援事業所から居宅介護支援を受けている居宅要介護被保険者（代理受領として、実際には市が対象の居宅介護支援事業所に給付を行っている。）
 - ① 市から委託を受けて、指定介護予防支援・第一号介護予防支援を行っているケアマネ事業所
 - ② 市の指定する研修を受けたケアマネが一人以上在籍
- 加算額の計算式
 - 包括から委託を受けた介護予防支援・第一号介護予防支援の件数×10単位×単価11.05（1円未満切捨）×対象者数（要介護認定者数）

2. 現行制度の実績

事業所名	所属ケアマネ人数(常勤換算)	R5 給付額 (年間) (決算額)	予防受託 件数(月平均) (a)	介護件数 (月平均) (b)	合計 (月平均) (a+b)	受託率 (月平均) (a/a+b)	受託1件あたり給付額
A	8 人	18,831,962	57.3 件	258.4 件	315.7 件	18.1%	28,519 円
B	6 人	3,185,602	16.5 件	146.2 件	162.7 件	10.1%	16,158 円
C	3 人	2,461,939	19.2 件	97.6 件	116.8 件	16.4%	10,788 円
D	4.5 人	2,257,291	17.8 件	98.2 件	116.0 件	15.4%	10,843 円
E	4 人	2,231,878	15.1 件	110.8 件	125.8 件	12.0%	12,250 円
F	4 人	2,181,379	20.3 件	78.3 件	98.5 件	20.1%	8,574 円
G	5 人	1,597,388	13.3 件	94.6 件	107.8 件	12.3%	10,439 円
H	3.5 人	1,153,839	11.5 件	76.2 件	87.7 件	13.1%	8,428 円
I	2 人	838,473	12.3 件	55.1 件	67.3 件	18.2%	6,072 円
J (R5.8～)	14 人(市外)	604,213	—	—	—	—	—
K	7 人(市外)	342,990	6.8 件	40.7 件	47.5 件	14.4%	4,528 円
L	2.8 人	256,579	3.8 件	32.2 件	35.9 件	10.4%	3,548 円
M	1 人	193,926	5.0 件	35.4 件	40.4 件	12.4%	3,914 円
N	1.5 人	85,858	4.0 件	15.6 件	19.6 件	20.4%	1,722 円
合計・平均		36,223,317	203 件	1139 件	1342 件	15.1%	13,688 円

※歳出決算額には R5 給付額として R5 年 3 月に廃止された事業所への支出が含まれるが、R4 実績分の請求遅れに伴うものであるため、上表からは除く。

※給付額は市の R5 年度決算額を掲載。年度をまたぐ請求遅れ・訂正等が生じるため、実際の実績額と完全には一致しない。

※予防受託件数、介護件数は、国立市の被保険者にかかる件数。

3. 現行制度の評価

(1) 継続的支援体制の整備について

- 市内の居宅介護支援事業所 16 箇所のうち 12 箇所（75%）が継続的支援体制整備加算を受けていることから、国立市内での継続的支援体制は一定程度整備が進んだと評価できる。

(2) 委託件数について

- 委託件数については下表のとおり推移している（継続的支援体制整備加算の対象外となる委託件数も含む）。

	直営件数	委託件数	合計	委託の割合
平成 26 年度	193	262	455	57.6%
平成 30 年度	328	235	563	41.7%
令和元年度	367	229	596	38.4%
令和 2 年度	410	204	614	33.2%
令和 3 年度	418	232	650	35.7%
令和 4 年度	427	256	683	37.5%
令和 5 年度	464	251	715	35.1%

(各年度 3 月時点の給付管理数)

- 令和 2 年度末時点では、委託件数の低下がみられたところだが、制度導入後の令和 3 年度末以降は、一定程度委託の件数を増やしている。委託割合も、令和 2 年度末時点との比較では伸びている。ただし、直近では、高齢化の進展に伴う全体件数の増加もあって、委託の割合は低下傾向である。
- 地域包括支援センターの業務についても、全体件数の増加に伴い直営件数が増えていることから多忙化しているが、本制度がなく、委託件数が低下した場合に比べれば業務量の軽減は図れているといえることができる。

4. 現行制度の問題点

(1) 給付額の偏在

(2) 受託率と給付額が関連しない

(3) 受託 1 件あたりの給付額が大きすぎる（大きくなるケースが多い）

- 受託 1 件あたりの給付額（平均 13,688 円）＋介護予防支援費（4,397 円～5,215 円）
 > 居宅介護支援費（12,000 円～15,591 円）

5. 現行制度を取り巻く状況

(1) 居宅介護支援事業所所属の介護支援専門員について、処遇改善が進んでいない

- 居宅介護支援事業所は、介護報酬における処遇改善加算の対象外とされている。その結果、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の給与額は伸び悩んでおり、訪問介護員の給与額と逆転した法人もあるとの訴えが聞かれる状況。

6. 見直しの方向性（案）

(1) 給付額の計算式を件数ベースに単純化

(2) 1 件当たりの単価を抑えて、通常の居宅介護支援費の額を超えない程度にする。

(3) 単価を抑えることで生じた差分（現行制度の支出額と見直し後支出額の差分）を用いて、介護支援専門員の処遇改善を図る（ただし報酬加算の仕組みにはしない）

(4) 特別給付から、保健福祉事業へ転換する【要条例改正】

- 上述の改正により、事業所支援の性質が強くなるため、被保険者のみを対象とする特別給付での実施から、事業者を含めて幅広く対象にできる保健福祉事業での実施に転換する。
 - 「保健福祉事業」とは介護保険法第 115 条の 49 に規定するもので、幅広く「必要な事業を行うことができる」とされている。特別給付同様、第 1 号被保険者保険料のみを財源として実施することと規定されている
 - 現行の条例では、特別給付として、おむつ給付と「指定居宅介護支援に係る加算給付」が規定されている。本制度を保健福祉事業に転換することに伴い、条例の当該規定を改正し、削除する必要がある。（保健福祉事業は、条例での規定が必須ではないが、他市では条例規定している例もある。）

7. 見直し案

(1) 見直し後の制度概要

- 介護予防支援事業インセンティブ交付金（仮称）
- **受託件数割額**：受託件数1件・1月当たり、下表の単価により支給

基準 (いずれか高い単価とする)		1件当たり 単価	(参考) 委託報酬 との合算単価
受託率 (前年)	ケアマネ一人あたり の受託件数		
5%未満	2件未満	5,500	9,895
5%以上 10%未満	2件以上 4件未満	6,000	10,395
10%以上 15%未満	4件以上 6件未満	6,500	10,895
15%以上 20%未満	6件以上 7件未満	7,000	11,395
20%以上	7件以上	7,500	11,895

- **介護支援専門員人数割額**：所属する介護支援専門員の人数（常勤換算数）に応じて、1月あたり 30,000 円支給（市内事業所のみ対象。ケアマネ一人当たり市内件数 19 件以上または 60%以上を条件とする。）

<※国が相当額の介護支援専門員の処遇改善を行うまでの当面の措置として実施>

<※使途制限（処遇改善の義務付け）は行わない>

(2) 案における給付額試算（R5 実績ベース）

受託件数割

事業所名	予防受託件数 (月平均)	受託率 (月平均)	受託件数割 給付額（案）	受託1件あたり 給付額（案）	受託1件あたり 給付額(R5 実績)
A	57.3 件	18.1%	5,152,500	7,500	28,519
B	16.5 件	10.1%	1,287,000	6,500	16,158
C	19.2 件	16.4%	1,610,000	7,000	10,788
D	17.8 件	15.4%	1,498,000	7,000	10,843
E	15.1 件	12.0%	1,176,500	6,500	12,250
F	20.3 件	20.6%	1,822,500	7,500	8,574
G	13.3 件	12.3%	1,033,500	6,500	10,439
H	11.5 件	13.1%	897,000	6,500	8,428
I	12.3 件	18.2%	1,029,000	7,000	6,072
J (R5.8~)	—	—	784,000	7,000	—
K	6.8 件	14.4%	533,000	6,500	4,528
L	3.8 件	10.4%	292,500	6,500	3,548
M	5.0 件	12.4%	390,000	6,500	3,914
N	4.0 件	20.4%	360,000	7,500	1,722
合計・平均	202.7 件	15.1%	17,522,000		13,688

介護支援専門員人数割・合計

事業所名	所属ケア マネ人数	ケアマネ 一人あたり 市内件数 (月平均)	人数割 給付額(案)	給付額 (案)合計	給付額 実績 R5	差額
A	8 人	39.5 件	2,880,000	8,032,500	18,831,962	△10,799,462
B	6 人	27.1 件	2,160,000	3,447,000	3,185,602	261,398
C	3 人	38.9 件	1,080,000	2,690,000	2,461,939	228,061
D	4.5 人	25.8 件	1,620,000	3,118,000	2,257,291	860,709
E	4 人	31.5 件	1,440,000	2,616,500	2,231,878	384,622
F	4 人	24.6 件	1,440,000	3,262,500	2,181,379	1,081,121
G	5 人	21.6 件	1,800,000	2,833,500	1,597,388	1,236,112
H	3.5 人	25.0 件	1,260,000	2,157,000	1,153,839	1,003,161
I	2 人	33.7 件	720,000	1,749,000	838,473	910,527
J (R5.8～)	市外	市外	0	784,000	604,213	179,787
K	市外	市外	0	533,000	342,990	190,010
L	2.8 人	(12.8 件)	0	292,500	256,579	35,921
M	1 人	40.4 件	360,000	750,000	193,926	556,074
N	1.5 人	91%	540,000	900,000	85,858	814,142
合計・平均			15,300,000	33,165,500	36,223,317	△3,057,817